#### 国立大学法人和歌山大学法人文書管理規則

制 定 平成23年 4月 1日 法人和歌山大学規程 第1177号 最終改正 令和 5年 3月29日

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学(以下「本学」という。)における法人文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。
  - (1) 「法人文書」とは、本学の教職員が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下同じ。)であって、本学の教職員が組織的に用いるものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、法第2条第5項各号に掲げるものを除く。
  - (2) 「法人文書ファイル等」とは、本学における能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物にまとめたもの(以下「法人文書ファイル」という。)及び単独で管理している法人文書をいう。
  - (3) 「法人文書ファイル管理簿」とは、本学における法人文書ファイル等の管理を適切に行う ために、法人文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が 満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。
  - (4) この規則において「部局等」とは、本学組織規則に定める事務局、学部等及び附属機関をいう。

## 第2章 管理体制

(総括文書管理者)

- 第3条 本学に総括文書管理者1名を置く。
- 2 総括文書管理者は、総務担当の理事をもって充てる。
- 3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。
  - (1) 法人文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
  - (2) 法人文書の管理に関する内閣府との連絡調整及び必要な改善措置の実施
  - (3) 法人文書の管理に関する研修の実施
  - (4) 組織の新設・改正・廃止に伴う必要な措置
  - (5) 法人文書ファイル保存要領その他この規則の施行に関し必要な細則の整備
  - (6) その他法人文書の管理に関する事務の総括

(副総括文書管理者)

第4条 本学に副総括文書管理者1名を置く。

- 2 副総括文書管理者は、総務課長をもって充てる。
- 3 副総括文書管理者は、前条第3項に掲げる事務について総括文書管理者を補佐するものとする。

(文書管理者等)

- 第5条 本学組織規則に規定する事務局各課及び事務組織に文書管理者をおき、参事役又は 課長をもって充てる。
- 2 文書管理者は、その管理する法人文書について、次に掲げる事務を行うものとする。
  - (1) 保存
  - (2) 保存期間が満了したときの措置の設定
  - (3) 法人文書ファイル管理簿への記載
  - (4) 移管又は廃棄(移管・廃棄簿への記載を含む。)等
  - (5) 管理状況の点検等
  - (6) 法人文書の作成、標準文書保存期間基準(以下「基準」という。)の作成等による法人 文書の整理その他法人文書の管理に関する教職員の指導
- 3 文書管理担当者は、文書管理者が指名した者とする。
- 4 文書管理担当者は、文書管理者のつかさどる事務の遂行を補佐する。 (監査責任者)
- 第6条 本学に監査責任者1名を置く。
- 2 監査責任者は、監事をもって充てる。
- 3 監査責任者は、法人文書の管理の状況について監査を行うものとする。 (教職員の責務)
- 第7条 教職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規則等並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、法人文書を適正に管理しなければならない。

第3章 作成

(文書主義の原則)

第8条 教職員は、文書管理者の指示に従い、法第11条の規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、本学における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに本学の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(別表第1の業務に係る文書作成)

第9条 別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の法人文書の類型 を参酌して、文書を作成するものとする。

(適切・効率的な文書作成)

- 第10条 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、電子掲示板等を活用し教職員の利用に供するものとする。
- 2 文書の作成に当たっては、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)等により、分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔に記載しなければならない。

#### 第4章 整理

(教職員の整理義務)

- 第11条 教職員は、第12条及び第13条に従い、次に掲げる整理を行わなければならない。
  - (1) 作成又は取得した法人文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。
  - (2) 相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物(法人文書ファイル)にまとめること。
  - (3) 前号の法人文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間 の満了する日を設定すること。

(分類・名称)

第12条 法人文書ファイル等は、大学の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的(三段階の階層構造)に分類(別表第1に掲げられた業務については、同表を参酌して分類)し、分かりやすい名称を付さなければならない。

(保存期間)

- 第13条 文書管理者は、別表第1に基づき、基準を定めなければならない。
- 2 第11条第1号の保存期間の設定については、基準に従い、行うものとする。
- 3 基準及び前項の保存期間の設定においては、法第2条第6項の歴史公文書等に該当するとされた法人文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとする。
- 4 第11条第1号の保存期間の起算日は、法人文書を作成し、又は取得した日(以下「文書作成取得日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが法人文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 5 第11条第3号の保存期間は、法人文書ファイルにまとめられた法人文書の保存期間とする。
- 6 第11条第3号の保存期間の起算日は、法人文書を法人文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日(以下「ファイル作成日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算して第2項の保存期間の満了日とすることが法人文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 7 第4項及び第6項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする 法人文書及び当該法人文書がまとめられた法人文書ファイルについては、適用しない。

#### 第5章 保存

(法人文書ファイル保存要領)

- 第14条 総括文書管理者は、法人文書ファイル等の適切な保存及び集中管理の推進に資するよう、法人文書ファイル保存要領(以下「保存要領」という。)を作成するものとする。
- 2 保存要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 紙文書の保存場所・方法
  - (2) 電子文書の保存場所・方法
  - (3) 引継手続

- (4) 集中管理の推進に関する方針
- (5) その他適切な保存を確保するための措置 (保存)
- 第15条 文書管理者は、保存要領に従い、法人文書ファイル等について、当該法人文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならない。ただし、他の文書管理者等に引き継いだ場合は、この限りではない。

### 第6章 法人文書ファイル管理簿

(法人文書ファイル管理簿の調製及び公表)

- 第16条 総括文書管理者は、本学の法人文書ファイル管理簿について、公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年政令第250号。以下「施行令」という。)第15条に基づき、磁気ディスクをもって調製するものとする。
- 2 法人文書ファイル管理簿は、あらかじめ定めた事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、 インターネットで公表しなければならない。
- 3 法人文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、又は変更した場合には、当該 事務所の場所を官報で公示しなければならない。

(法人文書ファイル管理簿への記載)

- 第17条 文書管理者は、少なくとも毎年度1回、管理する法人文書ファイル等(保存期間が1年以上のものに限る。)の現況について、施行令第15条第1項各号に掲げる事項を法人文書ファイル管理簿に記載しなければならない。
- 2 前項の記載に当たっては、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年 法律第140号)第5条各号に規定する不開示情報に該当する場合には、当該不開示情報を明 示しないようにしなければならない。
- 3 文書管理者は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、独立行政法人国立公文書 館等に移管し、又は廃棄した場合は、当該法人文書ファイル等に関する法人文書ファイル管理 簿の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について、総括文書管理者が調 製した移管・廃棄簿に記載しなければならない。

### 第7章 移管、廃棄又は保存期間の延長

(保存期間が満了したときの措置)

- 第18条 文書管理者は、法人文書ファイル等について、別表第2に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。
- 2 第17条第1項の法人文書ファイル等については、総括文書管理者の同意を得た上で、法人 文書ファイル管理簿への記載により、前項の措置を定めるものとする。
- 3 総括文書管理者は、前項の同意に当たっては、必要に応じ、独立行政法人国立公文書館の専門的技術的助言を求めることができる。

(移管又は廃棄)

第19条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した法人文書ファイル 等について、前条第1項の規定による定めに基づき、独立行政法人国立公文書館に移管し、又 は廃棄しなければならない。

2 文書管理者は、第1項の規定により移管する法人文書ファイル等に、法第16条第1項第2 号に掲げる場合に該当するものとして本学において利用の制限を行うことが適切であると認め る場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、独立行政法人国立公文書館に意見を提出しな ければならない。

(保存期間の延長)

- 第20条 文書管理者は、次の各号に掲げる法人文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該法人文書ファイル等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該法人文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、1の区分に該当する法人文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。
  - (1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
  - (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該 訴訟が終結するまでの間
  - (3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
  - (4) 開示請求があったもの 法第9条各項の決定の日の翌日から起算して1年間
- 2 文書管理者は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、その職務の遂行上必要があると認めるときには、総括文書管理者の承認を得て、その必要な限度において、一定の期間を定めて法人文書ファイル等の保存期間を延長することができる。
- 3 文書管理者は、前2項の規定により法人文書ファイル等の保存期間を延長した場合は、 延長した期間及び理由を総括文書管理者に報告するものとする。

第8章 点検・監査及び管理状況の報告等

(点検・監査)

- 第21条 文書管理者は、自ら管理責任を有する法人文書の管理状況について、少なくとも 毎年度1回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- 2 監査責任者は、法人文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- 3 総括文書管理者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、法人文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。

(紛失等への対応)

- 第22条 文書管理者は、法人文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、 直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。
- 2 総括文書管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

(管理状況の報告等)

第23条 総括文書管理者は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理 状況について、毎年度、内閣府に報告するものとする。

第9章 研修

(研修の実施)

- 第24条 総括文書管理者は、教職員に対し、法人文書の管理を適正かつ効果的に行うため に必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。 (研修への参加)
- 第25条 文書管理者は、総括文書管理者及び独立行政法人国立公文書館その他の機関が実施する研修に教職員を積極的に参加させなければならない。

第10章 補則

(細則)

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。

附則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人和歌山大学法人文書管理規程は、廃止する。

附 則(平成24年3月30日一部改正:法人和歌山大学規程第1267号) この改正規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和2年1月15日一部改正:法人和歌山大学規程第2215号) この改正規則は、令和2年1月15日から施行する。

附 則(令和4年3月16日一部改正:法人和歌山大学規程第2399号) この改正規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日一部改正:法人和歌山大学規程第2540号) この改正規則は、令和5年4月1日から施行する。

# 別表第1 法人文書の保存期間基準

Ē	事項業務の区分		当該業務に係る法人文書の類 型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
国立大	(学法人和歌	山大学の組織の	)運営管理に関する決定及びその約	経緯	
1	設立又は改廃及びその経緯	組織の存立に関する重要な経緯		無期限	<ul><li>・登記書</li><li>・国有財産台帳</li><li>・資本金台帳</li><li>・校舎等図面</li><li>・承継計画書</li></ul>
2	規程の制 定又は改 廃及びそ の経緯	(1)立案の検 討	イ 立案基礎文書 ロ 立案の検討に関する調査 研究文書	30年	<ul><li>・業務方針</li><li>・業務計画</li><li>・学長等指示</li><li>・調査・検討資料</li><li>・関係団体・関係者のヒア</li><li>リング</li></ul>
			ハ 立案の検討に関する会議 等文書		<ul><li>・開催経緯</li><li>・諮問</li><li>・議事概要・議事録</li><li>・配付資料</li><li>・答申等</li></ul>
		(2)関係機関への協議	関係機関協議文書		<ul><li>・協議案</li><li>・関係機関からの質問・意見</li><li>・関係機関への回答</li></ul>
		(3)文部科学 大臣の同 意	文部科学大臣の同意を求める ための決裁文書及び提出され た文書		・利用等規則案 ・理由、新旧対照条文、参 照条文 ・同意書
		(4)制定又は 改廃	制定又は改廃のための決裁文書		・規程案、細則案 ・理由、新旧対照条文、参 照条文
		(5)文部科学 大臣への 届出 (6)公表	文部科学大臣への届出に関する文書 公表に関する文書		・届出書・公表書
3	法令を基づくというでは、おおいますが、おいますが、おいますが、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	独立行政法 人通則法、国 立大学法人 法その他の 法令の規定	イ 立案基礎文書  ロ 立案の検討に関する調査 研究文書	10年	<ul> <li>・公衣音</li> <li>・中期目標</li> <li>・業務方針</li> <li>・学長等指示</li> <li>・調査・検討資料</li> <li>・関係団体・関係者のヒア</li> </ul>

	人音官理規則 	T	1		
	め、届出	科学大臣の			リング
	等及びそ	認可、承認の	ハ 評価委員会に意見聴取の		• 開催経緯
	の経緯	求め、届出等	ための資料として提出され		• 諮問
		に関する立	た文書、評価委員会における		・議事概要・議事録
		案の検討そ	議事が記録された文書及び		<ul><li>配付資料</li></ul>
		の他の経緯	評価委員会の決定又は了解		
			に至る過程が記録された文		• 意見 
			書   ニ 認可、承認の求め、届出等		 ・業務方法書案
			を行うための決裁文書及び		
			提出された文書		• 中期計画案
					•届出案
					• 報告案 
			ホ 公表に関する文書		・公表書
4	業務運営	業務運営の	イ 立案基礎文書	10年	• 業務方針
	の方針・	方針•計画等			・業務計画
	計画等の審議及び	の審議及び			• 学長等指示
	番譲及い	決定又は了	ロ 立案の検討に関する調査		・調査・検討資料
	了解(他	解に関する	研究文書		・関係団体・関係者のヒア
	の項に掲	立案の検討			リング
	げるもの	その他重要	 ハ 役員会、経営協議会及び教		 ・配付資料
	除く。)	な経緯	育研究評議会に検討のため		11.11.11
		が上が	資料として提出された文書		
			ニ 決定又は了解の内容が記		・議事概要・要旨
			録された文書		・決定・了解文書
5	運営費交	(1)運営費交	運営費交付金、施設費の要求に	10年	• 執行状況調査
	付金、施	付金等の	関する文書		<ul><li>要求書</li></ul>
	設費及び	要求に関			
	会計検査	する重要			
	に関する	な経緯			
	事項	(2)会計検査	イ 会計検査院に提出又は送	7年	
	(3 の項	に関する	付した計算書及び証拠書類	. ,	<ul><li>証拠書類</li></ul>
	に掲げる	重要な経			(※会計検査院保有のも
	ものを除	単安な性 緯			のを除く。)
		<b>冲</b>	ロ		
	⟨∘⟩		ロ 会計検査院の検査を受け 結果に関する文書		・意見又は処置要求
			加小に成り公人官		(※会計検査院保有のも
					のを除く。)
	、学法人和歌 	山大学の教職員	員の人事に関する決定又はその経紀	韋	
6	教職員の	(1)教職員の	イ 計画の立案に関する調査	3年	・外国・自治体・民間企
	人事に関	研修の実	研究文書 (十七の項)		業の状況調査
	する事項	施に関す			・関係団体・関係者のヒ
	(1の項	る計画の			アリング
	•	•			

		T		本人又音目垤烷則 
から5の	立案の検	ロ 計画を制定又は改廃する		• 計画案
項までに	討その他	ための決裁文書 (十七の項)		
掲げるも	の教職員	ハ 教職員の研修の実施状況		<ul><li>実績</li></ul>
のを除	の研修に	が記録された文書(十七の		
⟨ 。 )	関する重	項)		
	要な経緯			
	(2)教職員の	教職員の兼業の許可の申請書	3年	• 承認申請書
	兼業の許	及び当該申請に対する許可に		
	可に関す	関する文書 (十八の項)		
	る重要な			
	経緯			
	(3)退職手当	退職手当の支給に関する決定	支給制限	• 退職手当計算書
	の支給に	の内容が記録された文書及び	その他の	・上申書
	関する重	当該決定に至る過程が記録さ	支給に関	
	要な経緯	れた文書 (十九の項)	する処分	
			を行うこ	
			とができ	
			る期間又	
			は5年の	
			いずれか	
			長い期間	
	教職員の任	教職員の任免に関する文書	無期限	<ul><li>・募集、採用</li></ul>
	免			
	教職員の人	教職員の人事異動に関する文	-	<ul><li>・人事異動</li></ul>
	事異動	書		
	教職員の人	教職員の人事考課に関する文	10年	・昇給、昇格
	事考課	書	,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	教職員の給	教職員の給与支給に関する文	7年	
	与に関する	書		7F V
	事項			
	教職員の税	   教職員の税金、保険料に関する	1	 ・税金、社会保険料
	金、保険料	文書		Parama (Piriper)
	に関する事	/\ P		
	項			
	教職員の諸	教職員の諸手当の認定に関す	5年	 ・諸手当
	手当の認定	る文書		нн 1 —
	に関する事			
	項			
	教職員の人	教職員の人事に関するその他	30年	<ul><li>・命免、称号付与</li></ul>
			304	- 叫允、你有刊 <del>分</del>
1 1	事に関する	の重要な文書	]	

(五人)	人書官埋規則	T	Ţ		T
		その他の重			
		要な事項			
		教職員の人	教職員の人事に関するその他	5年	・照会、回答
		事に関する	の文書		
		その他の事			
		項			
国立大	学法人和歌	:山大学の教育に	こ関する決定又はその経緯		
7	学生募集	学生募集の	イ 立案基礎文書	5年	• 業務方針
	に関する	企画の検討			・業務計画
	事項	その他の経			• 学長等指示
		緯	ロ 立案の検討に関する調査		・調査・検討資料
			研究文書		・関係団体・関係者のヒ
					アリング
			ハ 立案の検討に関する役員		   • 開催経緯
			会、経営協議会及び教育研		<ul><li>・議事概要・要旨</li></ul>
			究評議会等文書		<ul><li>・配付資料</li></ul>
			ニ 企画を実施するための決		
			裁文書その他実施の過程が		<ul><li>・広報資料</li></ul>
			記録された文書		• 実績報告書
8	入学者選	入学者選抜	イ 立案基礎文書	10年	<ul><li>・業務方針</li></ul>
	抜に関す	関する事務	1 立木盆嵷入目	101	<ul><li>・業務計画</li></ul>
	る事項	の実施その			・学長等指示
	O 7 7	他の経緯	 ロ 立案の検討に関する調査		
		「匠マンル土小平	研究文書		・関係団体・関係者のヒ
			切		アリング
			、 立安の松計に関わて処具		
			ハ 立案の検討に関する役員		・開催経緯
			会、経営協議会及び教育研		・議事概要・要旨
					・実績報告書
9	入学手続	入学手続に	イ 立案基礎文書	10年	・業務方針
	に関する	関する事務			・業務計画
	事項	の実施その			<ul><li>学長等指示</li></ul>
		他の経緯	ロ 立案の検討に関する調査		・調査・検討資料
			研究文書		・関係団体・関係者のヒ
					アリング
			ハ 立案の検討に関する役員		• 開催経緯
			会、経営協議会及び教育研		・議事概要・要旨
			究評議会等文書		•配付資料
9	に関する	関する事務の実施その	<ul> <li>究評議会等文書</li> <li>ニ 企画を実施するための決裁文書その他実施の過程が記録された文書</li> <li>イ 立案基礎文書</li> <li>ロ 立案の検討に関する調査研究文書</li> <li>ハ 立案の検討に関する役員会、経営協議会及び教育研</li> </ul>	10年	<ul> <li>・配付資料</li> <li>・決裁文書</li> <li>・実績報告書</li> <li>・業務方針</li> <li>・業務計画</li> <li>・学長等指示</li> <li>・調査・検討資料</li> <li>・関係団体・関係者のヒアリング</li> <li>・開催経緯</li> <li>・議事概要・要旨</li> </ul>

	ı		T			
			ニ 企画を実施するための決		・決裁文書	
			裁文書その他実施の過程が		• 実績報告書	
			記録された文書			
1 0	教務に関	教務に関す	イ 立案・処分等に関する基	10年	・業務方針	
	する事項	る事務の実	礎文書		・業務計画	
		施その他の			・学長等指示	
		経緯	ロ 立案・処分等の検討に関		・調査・検討資料	
			する調査研究文書		・関係団体・関係者のヒ	
					アリング	
			ハ 立案・処分等の検討に関		・開催経緯	
			する役員会、経営協議会及		・議事概要・要旨	
			び教育研究評議会等文書		・配付資料	
			ニ 企画・処分等を実施する		・決裁文書	
			ための決裁文書その他実施			
			の過程が記録された文書			
			ホ 実施の結果が記録された	無期限	• 学籍関係文書	
			文書		・卒業・修了証書発行台	
					帳	
					・学位授与関係文書	
					・成績関係文書	
1 1	学生支援	学生支援に	イ 立案・管理に関する基礎	5年	・業務方針	
	に関する	関する事務	文書		・業務計画	
	事項	の実施その			・学長等指示	
		他の経緯	ロ 立案・管理に関する調査		・調査・検討資料	
			研究文書		・関係団体・関係者のヒ	
					アリング	
			ハ 立案・管理に関する役員		<ul><li>・開催経緯</li></ul>	
			会、経営協議会及び教育研		・議事概要・要旨	
			究評議会等文書		•配付資料	
			ニ 企画・管理を実施するた		<ul><li>・決裁文書</li></ul>	
			めの決裁文書その他実施の			
			過程が記録された文書			
国立大	国立大学法人和歌山大学の学術研究に関する決定及びその経緯					
1 2	学術研究	(1)個別の研	イ 立案・申請に関する基礎	5年	・調査・検討資料	
	に関する	究事業の	文書・調査研究文書		・関係研究機関・企業・	
	事項(1	実施その			関係者との調整に関す	
	の項から	他の重要			る文書	
	11の項	な経緯	ロ 立案・申請に関する役員	1	• 開催経緯	
	に該当す		会、経営協議会及び教育研		・議事概要・要旨	
	るものを		究評議会等文書		•配付資料	
	1	1	1	l .	l	

	人書官埋規則   <sub>  </sub>		、人声を世紀上でよりのは		为 <b>4</b> 5 <del>4 * **</del> *
	除く)		ハー企画を実施するための決		・決裁文書
			裁文書その他実施の過程が		<ul> <li>採択通知</li> </ul>
			記録された文書		・事業成果報告書
		(2)機関とし	イ 立案・申請に関する基礎	10年	・業務方針
		て行う大	文書・調査研究文書		• 業務計画
		型研究プ			• 学長等指示
		ロジェク			・調査・検討資料
		ト事業の			・関係団体・関係者との調
		企画立			整に関する文書
		案・実施	ロ 立案・申請に関する役員		• 開催経緯
		その他の	会、経営協議会及び教育研		・議事概要・要旨
		重要な経	究評議会等文書		・配付資料
		緯	ハ 企画を実施するための決		・決裁文書
			裁文書その他実施の過程が		• 採択通知
			記録された文書		・事業成果報告書
		(3)学術研究	イ 立案に関する基礎文書・	30年	・業務方針・計画
		の実施に	調査研究文書		• 学長等指示
		伴い行う	ロ 立案に関する役員会、経営		• 開催経緯
		申請等に	協議会及び教育研究評議会		・議事概要・要旨
		関する事	等文書		•配付資料
		務の実施	ハ 企画を実施するための決		・国有特許・国際特許申請
		その他の	裁文書その他実施の過程が		書類
		重要な経	記録された文書		・関係機関等ヒアリング
		緯			• 各種承認申請書類
1 3	学術研究	学術研究関	イ 立案・基準・管理に関する	10年	・業務方針・業務計画
	関係資料	係資料の収	基礎文書		• 学長等指示
	に関する	集・管理に関	ロ 立案・基準・管理に関する		<ul><li>調査・検討資料</li></ul>
	文書	する事務の	調査研究文書		・海外機関・関係者との調
		実施その他			整に関する文書
		の重要な経	ハ 立案・基準・管理に関する		<ul><li>・開催経緯</li></ul>
		緯	役員会、経営協議会及び教育		・議事概要・要旨
			研究評議会等文書		•配付資料
			事業を実施するための決裁文	5年	・相互利用
			書その他実施の過程が記録さ		・除籍、購入、寄贈及び交
			れた文書		換
			学術研究関係資料の内容が記	無期限	• 図書原簿
			録された文書		
					• 蔵書統計
				3年	・利用統計
国立大	L \字法人和歌	L 山大学と地域ネ	  土会との連携、国際交流に関する	 事項	
	日立八丁14八1HW、日八丁(14次日五(17)21万、日际入伽に因り37寸5				

					法人文書管理規則
1 4	国際交流	国際交流事	イ 立案に関する基礎文書	10年	・業務方針・業務計画
	に関する	業に関する			• 学長等指示 
	事項	事務の実施	ロ 立案に関する調査研究文		・調査・検討資料
		その他の重	書		・海外機関・関係者との調
		要な経緯			整に関する文書
			ハ 立案に関する役員会、経営		• 開催経緯
			協議会及び教育研究評議会等		・議事概要・要旨
			文書		・配付資料
			ニ 企画を実施するための決		• 交流協定書
			裁文書その他実施の過程が記		
			録された文書		
1 5	地域社会	地域社会と	イ 企画・立案に関する基礎文	10年	・業務方針・業務計画
	との連携	の連携に関	書		• 学長等指示
	に関する	する事業の	ロ 企画・立案に関する調査研		・調査・検討資料
	事項	実施その他	究文書		・自治体・関係者との会議
		の重要な経			等調整に関する文書
		緯	ハ 企画・立案に関する役員		• 開催経緯
			会、経営協議会及び教育研究		・議事概要・要旨
			評議会等文書		•配付資料
			ニ 企画を実施するための決		・決裁文書
			裁文書その他実施の過程が記		• 実施報告書
			録された文書		
/m L a	大佐山羊数の	伊恵ひがこの	7 (中		
		得喪及びその紀	1	10年	目目 (売 ◇▽ ◇本
1 6	個人の権	(1)行政手続	イ 立案の検討に関する会議	10年	• 開催経緯
	利義務の	法第5条	等文書		· 諮問
	得喪及び	第1項の			・議事概要・議事録
	その経緯	審査基			•配付資料
		準、第1			・中間答申、最終答申、
		2条第1			中間報告、最終報告、
		項の処分			建議、提言
		基準、同	ロ 立案の検討に関する調査		・外国・自治体・民間企
		法第6条	研究文書		業の状況調査
		の標準的			・関係団体・関係者のヒ
		な期間に			アリング
		関する立			
		案の検討	ハ 行政手続法第5条第1項		・審査基準案・処分基準案
		その他の	の審査基準、第12条第1項		
		重要な経	の処分基準を定めるための		
		緯	決裁文書		

		T.			
			ニ 行政手続法第6条の標準		• 標準処理期間案
			的な期間を定めるための決		
			裁文書		
		(2)許認可等	許認可等をするための決裁文	許認可等	•審査案
		に関する	書その他許認可等に至る過程	の効力が	・理由
		重要な経	が記録された文書(十一の	消滅する	
		緯	項)	日に係る	
				特定日以	
				後5年	
		(3)不利益処	不利益処分をするための決裁	5年	・処分案
		分に関す	文書その他当該処分に至る過		・理由
		る重要な	程が記録された文書		
		経緯			
		(4)異議申立	イ 異議申立書又は口頭によ	裁決、決	・異議申立書
		てに関す	る異議申立てにおける陳述	定その他	• 録取書
		る会議等	の内容を録取した文書	の処分が	
		における	ロー会議等文書	される日	• 諮問
		検討その		に係る特	・議事概要・議事録
		他の重要		定日以後	•配付資料
		な経緯		10年	• 答申、建議、意見
			ハ 裁決、決定その他の処分を		<ul><li>弁明書</li></ul>
			するための決裁文書その他		・反論書
			当該処分に至る過程が記録		• 意見書
			された文書		
			ニ 裁決書又は決定書		・裁決・決定書
		(5)国立大学	イ 訴訟の提起に関する文書	訴訟が終	<ul><li>訴状</li></ul>
		法人和歌		結する日	・期日呼出状
		山大学を	ロ 訴訟における主張又は立	に係る特	• 答弁書
		当事者と	証に関する文書	定日以後	• 準備書面
		する訴訟		10年	• 各種申立書
		の提起そ			・口頭弁論
		の他の訴			• 証人等調書
		訟に関す			· 書証
		る重要な	ハ 判決書又は和解調書		<ul><li>判決書</li></ul>
		経緯			•和解調書
	也の事項				
その化	i .	栄典又は表	栄典又は表彰の授与又ははく	10年	・選考基準
その他 17	栄典又は	木典人は衣			
	栄典又は 表彰に関	彩の授与又	奪のための決裁文書		・選考案

		ははく奪の			
		重要な経緯			
1 8	文書の管	文書の管理	イ 法人文書ファイル管理簿	常用	・法人文書ファイル管理
10				币 /H	
	理等に関	等	その他の業務に常時利用するよのし、大学は特に任ち		簿
	する事項		るものとして継続的に保存		
			すべき法人文書(三十の		
			項)		
			ロ 取得した文書の管理を行	5年	• 受付簿
			うための帳簿(三十一の		
			項)		
			ハ 決裁文書の管理を行うた	30年	• 決裁簿
			めの帳簿(三十二の項)		
			ニ 法人文書ファイル等の移	30年	・移管・廃棄簿
			管又は廃棄の状況が記録さ		
			れた帳簿 (三十三の項)		
1 9	法令、条	法令、条	法令、条例、閣議その他の事	10年	・照会・回答文書
	例、閣議	例、閣議そ	項に関する関係機関、地方公		• 取得文書
	その他の	の他の事項	共団体との協議又は調整に関		・議事概要・議事録
	事項に関	に関する関	する文書		•配付資料
	する関係	係機関、地			• 報告書
	機関、地	方公共団体			
	方公共団	との協議又			
	体との協	は調整及び			
	議又は調	その経緯			
	整に関す				
	る事項				
	(1の項				
	から 18				
	の項まで				
	に掲げる				
	ものを除				
	⟨∘ )				
<del> </del>	1	l	1	I .	

### 備考

- 一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - 1 立案基礎文書 立案の基礎となった業務方針、計画等が記録された文書
  - 2 会議等文書 会議その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合(この表において「会議等」という。)に検討のための資料として提出された文書及び会議等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他会議等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書

- 3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
- 4 決裁文書 国立大学法人和歌山大学の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を和歌山大学の意思として決定し、又は確認した法人文書
- 5 特定日 第13条の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の4月1日(当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが法人文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日)
- 二 1の項から19の項の各項について、法令その他の規定・通知等により別に保存年限の定めがあるものは、当該定めによる。
- 三 本表の第三欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の 実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な法人文書を示しているものであることから、同欄 における「過程が記録された文書」は、和歌山大学における重要な経緯が記録された文書である。
- 四 本表各項の第四欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に掲げる業務を主管 する課等に適用するものとする。
- 五 教育学部各附属学校においては本表中、「学生」を「児童」、「生徒」と読み替えるものとする。
- 六 本表が適用されない法人文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所 掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた標準文書保存期間基準を定めるものとする。

### 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

### 1 基本的考え方

法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第4条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【I】~【IV】のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には独立行政法人国立公文書館に移管するものとする。

- 【 I 】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施 及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅱ】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅲ】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- 【IV】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

### 2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の法人文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・ 廃棄)の判断については、以下の(1)~(2)に沿って行う。

(1) 別表第1に掲げられた業務に係る法人文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表(用語の意義は、別表第1の用語の意義による。)の右欄のとおりとする。

事項		業務の区分	保存期間満了時の措置
和歌	山大学の組織の運		
1	設立又は改廃及	組織の存立に関する重要な経緯	移管
	びその経緯		
2	規程の制定又は	(1)立案の検討	廃棄
	改廃及びその経	(2)関係機関への協議	
	緯	(3)文部科学大臣の同意	
		(4)制定又は改廃	
		(5)文部科学大臣への届出	
		(6)公表	
3	法令の規定に基	独立行政法人通則法その他の法	廃棄
	づく文部科学大	令の規定による文部科学大臣の	
	臣の認可、承認	認可、承認の求め、届出等に関	
	の求め、届出等	する立案の検討その他の経緯	
	及びその経緯		

<b>达人又</b>	<b>善</b> 管埋規則		
4	業務運営の方	業務運営の方針・計画等の審議及	廃棄
	針・計画等の審	び決定又は了解に関する立案の	
	議及び決定又は	検討その他重要な経緯(他の項に	
	了解	掲げるものを除く。)	
5	運営費交付金、	(1)運営費交付金等の要求に関す	廃棄
	施設費及び会計	る重要な経緯	
	検査に関する事	(2)会計検査に関する重要な経緯	
	項		
国立	大学法人和歌山大学	学における教職員の人事に関する事具	頁
6	教職員の人事	(1)教職員の研修の実施に関する	廃棄
	に関する事項	計画の立案の検討その他の教	
		職員の研修に関する重要な経	
		緯	
		(2)教職員の兼業の許可に関する	
		重要な経緯	
		(3)退職手当の支給に関する重要	
		な経緯	
国立	大学法人和歌山大学	学の教育に関する決定又はその経緯	
7	学生募集に関	学生募集の企画の検討その他の	廃棄
	する事項	経緯	
8	入学者選抜に	入学者選抜に関する事務の事務	廃棄
	関する事項	の実施その他の経緯	
9	入学手続に関	入学手続に関する事務の実施そ	廃棄
	する事項	の他の経緯	
10	教務に関する	教務に関する事務の実施その他	廃棄
	事項	の経緯	
11	学生支援に関	   学生支援に関する事務の実施そ	
	する事項	の他重要な経緯	) don
	, - , , ,		
	1	学の学術研究に関する決定及びその紹	T
12	学術研究に関	(1)個別の研究事業の実施その他	廃棄
	する事項(1	の重要な経緯	
	の項から11	(2)機関として行う大型研究プロ	
	の項に該当す	ジェクト事業の企画立案・実施	
	るものを除	その他の重要な経緯	
	<)	(3)学術研究の実施に伴い行う申	
		請等に関する事務の実施その他	
		の重要な経緯	

			<b>法人</b> 人看官埋
13	学術研究関係 資料に関する	学術研究関係資料の収集・管理に 関する事務の実施その他の重要な	廃棄
	文書	経緯	
	入目	<b>小土小</b> 牛	
国立	大学法人和歌山大	L 関する事項	
14	国際交流に関	国際交流事業に関する事務の実施	
	する事項	その他の重要な経緯	
15	地域社会との	地域社会との連携に関する事業の	廃棄
	連携に関する	実施その他の重要な経緯	
	事項		
	hr 1 - 1/2 / 1/2	(1) (1- 1) - (1+ 1)   hhr = ht hhr = rt = 1-	
16	個人の権利義	(1)行政手続法第5条第1項の審	廃棄
	務の得喪及び	査基準、第12条第1項の処分	
	その経緯	基準、同法第6条の標準的な期	
		間に関する立案の検討その他	
		の重要な経緯	
		(2)許認可等に関する重要な経緯	
		(3)不利益処分に関する重要な経	
		# (A) 图 (A) (A) (A) (B) (A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B	
		(4)異議申立てに関する会議等に	
		おける検討その他の重要な経	
		<b>緯</b>	
		(5)国立大学法人和歌山大学を当	
		事者とする訴訟の提起その他	
7.0	N. o tra	の訴訟に関する重要な経緯	
	他の事項	<u> </u>	
17	栄典又は表彰	栄典又は表彰の授与又ははく奪	廃棄
18	に関する事項 文書の管理等	の重要な経緯 文書の管理等	
10	大青の官垤寺   に関する事項	文書の官理寺	リ下にへいて投答
	に関りる事は		以下について移管 ・移管・廃棄簿
19	法令、条例、	法令、条例、閣議その他の事項	廃棄
	閣議その他の	に関する関係機関、地方公共団	•
	事項に関する	体との協議又は調整及びその経	
	関係機関、地	緯(1の項から18の項までに掲	
	方公共団体と	げるものを除く。)	
	の協議又は調		
	.1		

整に関する事	
項	

注

- ①「移管」とされている文書が含まれている法人文書ファイル等はすべて移管することとする。
- ②「廃棄」とされているものであっても、1の基本的考え方に照らして、国家・社会として記録を 共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、 その教訓が将来に活かされるようなものについては、移管が必要となる。
- ③移管については、当該業務を主管する課等の文書管理者において行うものとする。
- (2) 上記に記載のない業務に関しては、1の基本的考え方に照らして、文書管理者において個別に判断するものとする。